

2023 年 5 月 2 日

会員各位

公益社団法人全国ビルメンテナンス協会
会 長 一 戸 隆 男

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけ変更後の 業界ガイドライン及び感染対策について

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。日頃より当協会の事業運営にご理解・ご協力を賜りまして厚く御礼を申し上げます。

さて、5月8日から新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが新型インフルエンザ等感染症から5類感染症に変更される予定であり、これに合わせて、政府は基本的対処方針や業種別ガイドラインを廃止することとしています。

つきましては、当協会が2020年5月29日に策定した「ビルメンテナンス業における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」は、今後、更新を行いませんが、当協会のアーカイブとしてホームページに残しますので、適宜、ご参考いただければ幸いです。

また、政府では、5月8日以降の基本的な感染対策の考え方について、これまでの厚生科学審議会感染症部会のとりのまとめや厚生労働省アドバイザー・ボードにおける議論も踏まえ、下記の通り示しておりますので、あわせてご参考ください。

会員の皆様におかれましては、引き続き感染拡大の予防を基本として、日々の業務に取り組んでいただきたく、ご理解、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

敬具

記

【参考】基本的感染対策に関する専門家の意見等

・新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけについて P6（4）基本的な感染対策（マスク、換気、手洗い等）

<https://www.mhlw.go.jp/content/10906000/001045762.pdf>

・これからの身近な感染対策を考えるにあたって（第三報）－“新たな健康習慣”についての見解－ ※感染防止の5つの基本

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/001069238.pdf>

・これからの身近な感染対策を考えるにあたって（第四報）～室内での感染対策におけるパーティションの効果と限界～

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/001076994.pdf>

以上

.....【本件に関する問い合わせ先】.....

公益社団法人 全国ビルメンテナンス協会 事業推進部 下平智子
〒116-0013 東京都荒川区西日暮里 5-12-5 ビルメンテナンス会館 5 階
TEL 03-3805-7560 FAX 03-3805-7561 t_simo@j-bma.or.jp